

法令の定め	審査基準	指導基準
特定毒物を使用することができる者として品目ごとに政令で指定する者（以下「特定毒物使用者という。）でなければ、特定毒物を使用してはならない。 （法第 3 条の 2 第 3 項） 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。 （法第 3 条の 2 第 5 項） 法第 3 条の 2 第 3 項及び第 5 項の規定により、次の各号の製剤についてそれぞれ使用者及び用途を定める。 (1)モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤 ア 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十条第一項に規定する全国連合会に限る。以下同じ。）、森林組合及び生産森林組合並びに 3 0 0 ヘクタール以上の森林を経営する者、主として食糧を貯蔵するための倉庫を経営する者又は食糧を貯蔵するための倉庫を有し、かつ、食糧の製造若しくは加工を業とする者であって、都道府県知事の指定を受けたもの イ 用 途 野ねずみの駆除 （令第 1 1 条） (2)ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤 ア 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であって都道府県知事の指定を受けたもの イ 用 途 かんきつ類、りんご、梨、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、菜種、桑、七島い又は食用に供されることがない観葉植物若しくはその球根の害虫の防除 （令第 1 6 条） (3)モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤 ア 使用者 国、地方公共団体、農業協同組合及び農業者の組織する団体であって都道府県知事の指定を受けたもの イ 用 途 かんきつ類、りんご、梨、桃又はかきの害虫の防除 （令第 2 2 条）		

法令の定め	審査基準	指導基準
(4) 燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤 ア 使用者 ① 国、地方公共団体、農業協同組合及び日本たばこ産業株式会社 ② 燻蒸により倉庫内若しくはコンテナ内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者又は営業のために倉庫を有する者であって、都道府県知事の指定を受けたもの ③ 船長（船長の職務を行う者を含む。以下同じ。）又は燻蒸により船倉内のねずみ、昆虫等を駆除することを業とする者 イ 用途 倉庫内、コンテナ（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格Z1610号（大形コンテナ）に適合する密閉形コンテナに限る。以下同じ。）内又は船倉内におけるねずみ、昆虫等の駆除（前号②に掲げる者にあつては倉庫内又はコンテナ内、同号③に掲げる者にあつては船倉内におけるものに限る。 （令第28条） I 構造設備 1 特定毒物使用者は、毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 （法第22条第5項で準用する法第11条第1項） 2 特定毒物使用者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって、政令で定めるものがその施設の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。 （法第22条第5項で準用する法第11条第2項） 3 特定毒物使用者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。 （法第22条第5項で準用する法第12条第3項） II 人的要件 1 モノフルオール酢酸の塩類を含有する製剤を使用して野ねずみの駆除を行う場合 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。	1 貯蔵設備 ア 特定毒物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された特定毒物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。 イ 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。 ウ 常時人の出入りのないところで貯蔵保管等する場合は、ガラス面を用いた貯蔵保管設備を用いないこと。ただし、強化ガラス等の堅固なものを用いる場合は、この限りではない。 毒物劇物取扱責任者の設置 特定毒物使用者の指定を受ける者は、貯蔵、保管等を行うとする特定毒物を適切に管理するため、法第8条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者を	実地の指導の下 当該指導員が、駆除作業を実際に行う者に直接薬剤

法令の定め	審査基準	指導基準
イ 薬事又は毒物若しくは劇物に関する試験研究又は事務に従事する厚生労働省又は都道府県若しくは市町村の技術職員 ロ 法第8条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であって、都道府県知事の指定を受けたもの ハ 野ねずみの駆除に関する試験研究又は事務に従事する農林水産省の技術職員 ニ 農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の2第1項に規定する専門技術員又は改良普及員 ホ 森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第11条に規定する森林害虫防除員 ヘ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第33条第1項に規定する病虫害防除員 ト 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第1項に規定する林業改良指導員 チ 農業協同組合、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合又は生産森林組合の技術職員であって、都道府県知事の指定を受けたもの （令第13条） 2 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、梨、ぶどう、桃、あんず、梅、ホップ、菜種、桑、七島い又は食用に供されることがない観賞用植物若しくはその球根の害虫の防除を行う場合 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イ 薬事又は毒物若しくは劇物に関する試験研究又は事務に従事する厚生労働省又は都道府県若しくは市町村の技術職員 ロ 法第8条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であって、都道府県知事の指定を受けたもの ハ 植物防疫法第3条第1項に規定する植物防疫官、同条第2項に規定する植物防疫員その他農作物の病虫害の防除に関する試験研究又は事務に従事する農林水産省の技術職員 ニ 植物防疫法第33条第1項に規定する病虫害防除員であって、都道府県知事の指定を受けたもの ホ 農業改良助長法第14条の2第1項に規定する専門技術員又は改良普及員であって、都道府県知事の指定を受けたもの ヘ 地方公共団体、農業協同組合、農業共済組合又は農業共済組合連合会の技術職員であって、	設置すること。	の使用方法を説明したうえ、作業の実施中はその指導員が作業者の行為を常時把握しうる状態にあること。

法令の定め	審査基準	指導基準
都道府県知事の指定を受けたもの (令第18条) 3 モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用してかんきつ類、りんご、梨、桃又はかきの害虫の防除を行う場合 次に掲げる者の実地の指導の下に行うこと。 イ 薬事又は毒物若しくは劇物に関する試験研究又は事務に従事する厚生労働省又は都道府県若しくは市町村の技術職員 ロ 法第8条に規定する毒物劇物取扱責任者の資格を有する者であって、都道府県知事の指定を受けたもの ハ 植物防疫法第3条第1項に規定する植物防疫官、同条第2項に規定する植物防疫員その他農作物の病虫害の防除に関する試験研究又は事務に従事する農林水産省の技術職員 ニ 植物防疫法第33条第1項に規定する病虫害防除員であって、都道府県知事の指定を受けたもの ホ 農業改良助長法第14条の2第1項に規定する専門技術員又は改良普及員であって、都道府県知事の指定を受けたもの ヘ 農業協同組合の技術職員であって、都道府県知事の指定を受けたもの (令第24条)		